

岐阜県公報

目 次

告 示

廃川敷地等の発生

(河 川 課)

三^ハ

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課)

四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都 市 政 策 課)

四

告 示

岐阜県告示第四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係書類は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県郡上土木事務所へ備え置
いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 河川の名称

木曾川水系牛道川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和四年一月十一日

三 廃川敷地等の位置

郡上市白鳥町六ノ里字西ノ会津三六〇番一五

同 市同 町同 字同 三六一番四

同 市同 町同 字同 三六一番五

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 八九九平方メートル

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日相当日)

令 和 四 年 一 月 十 一 日

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中野方町地区	恵 那 市 役 所	同 令 和 四 年 一 月 十 一 日 正 午 一 時 一 分 以 来 正 午 一 時 十 八 分 以 前 まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
岐阜市
- 二 調査を行った地域
岐阜市日ノ出町五丁目、神室町五丁目、雲雀町二丁目、真砂町九丁目、沖ノ橋町一丁目、沖ノ橋町二丁目、沖ノ橋町三丁目、真砂町八丁目、柳川町、鍵屋東町一丁目、鍵屋東町二丁目及び鍵屋東町三丁目の全部並びに、桜通二丁目、桜通三丁目、桜通四丁目、柳ヶ瀬通六丁目、柳ヶ瀬通七丁目、徹明通四丁目、徹明通五丁目、徹明通六丁目、徹明通七丁目、神室町四丁目及び都通三丁目の一部（駅北 第二調査区）
- 三 調査を行った期間

平成十七年七月から令和二年九月まで
四 地図及び簿冊の名称

- 岐阜市（日ノ出町五丁目、神室町五丁目、雲雀町二丁目、真砂町九丁目、沖ノ橋町一丁目、沖ノ橋町二丁目、沖ノ橋町三丁目、真砂町八丁目、柳川町、鍵屋東町一丁目、鍵屋東町二丁目及び鍵屋東町三丁目の全部並びに桜通二丁目、桜通三丁目、桜通四丁目、柳ヶ瀬通六丁目、柳ヶ瀬通七丁目、徹明通四丁目、徹明通五丁目、徹明通六丁目、徹明通七丁目、神室町四丁目及び都通三丁目の一部）の地籍図

岐阜市（日ノ出町五丁目、神室町五丁目、雲雀町二丁目、真砂町九丁目、沖ノ橋町一丁目、沖ノ橋町二丁目、沖ノ橋町三丁目、真砂町八丁目、柳川町、鍵屋東町一丁目、鍵屋東町二丁目及び鍵屋東町三丁目の全部並びに桜通二丁目、桜通三丁目、桜通四丁目、柳ヶ瀬通六丁目、柳ヶ瀬通七丁目、徹明通四丁目、徹明通五丁目、徹明通六丁目、徹明通七丁目、神室町四丁目及び都通三丁目の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
高山市国府町宮地の一部（宮地）
- 三 調査を行った期間
平成二十八年六月から令和二年二月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
高山市（国府町宮地の一部）の地籍図
高山市（国府町宮地の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市下野の一部（馬場）

三 調査を行った期間

平成二十六年九月から令和三年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（下野の一部）の地籍図

中津川市（下野の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市坂下の一部（時鐘・谷）

三 調査を行った期間

平成二十八年十一月から令和三年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（坂下の一部）の地籍図

中津川市（坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市下野の一部（大湫）

三 調査を行った期間

平成二十九年三月から令和三年六月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（下野の一部）の地籍図

中津川市（下野の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市千旦林の一部(坂本)

三 調査を行った期間

平成三十年十月から令和三年四月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市(千旦林の一部)の地籍図

中津川市(千旦林の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

恵那市中野方町の一部(中野方1)

三 調査を行った期間

平成二十九年七月から令和三年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

恵那市(中野方町の一部)の地籍図
恵那市(中野方町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞穂市

二 調査を行った地域

瑞穂市古橋の一部(古橋南)

三 調査を行った期間

平成二十三年六月から平成二十六年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞穂市(古橋の一部)の地籍図

瑞穂市(古橋の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

飛驒市河合町新名の一部(新名)()

三 調査を行った期間

平成二十七年八月から令和三年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛驒市(河合町新名の一部)の地籍図

飛驒市(河合町新名の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

飛驒市神岡町西の一部(西)()

三 調査を行った期間

平成三十年五月から令和三年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

飛驒市(神岡町西の一部)の地籍図

飛驒市(神岡町西の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和三年十二月十五日

令和四年一月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜文芸社